

権利関係④ 「代理」



1. 代理とは、つまりどういうことか？
2. 代理の要件は？
3. 任意代理人になれる人は？
4. 代理権の範囲は？
5. 代理人が詐欺などにあったら？
6. 任意代理の代理権の消滅事由は？

権利関係④ 「代理」



7. 無権代理は有効？無効？
8. 無権代理人と取引した相手方の保護の規定は？
9. 表見代理とは？
10. 自己契約・双方代理・利益相反行為とは？

1. 本人に代わって、第三者(代理人)が代理権(本人から与えられた権限)に基づいて、本人のために意思表示をし、または意思表示を受けること。**代理がした行為の効果は、直接本人に及ぶ**
2. 代理をするときは **3つの要件**が必要。**①代理権を与えられていること**、**②本人の代理人であることを名乗ること(顕名)**、**③代理としてすべき意思表示をすること**
もし、**顕名しなかった場合は**、代理人自身がしたことになり、**代理人が契約責任を負う**。もっとも、**相手方が代理人だと知っていた場合は**、**有効な代理行為**となる
3. 任意代理人には、原則、誰でもなることができる。たとえば制限能力者であってもなれる(本人からの指名だから)

4. 権限を与えられた範囲内。特に決められていない場合は、
①保存行為、②利用行為、③改良行為の3つともできる
5. 代理人のした契約に詐欺等があったかどうかは、**代理人
でみる**。この場合、詐欺による**取消しは本人**がする。原則
代理人はできない
6. 本人の死亡・破産
代理人の死亡・破産・**後見開始の審判**
7. **無権代理契約**は、**一応無効**な契約。**本人が追認**するこ
とで**有効な契約に転じる(契約のときから有効)**こともある
8. **追認の催告権(善意・悪意とも)、契約の取消権(善意の
相手方のみ)、無権代理人に対する責任追及権(善意無
過失の相手方のみ)**

9. 無権代理行為なのに、**本人に帰責事由があり、代理権があるように見えてしまう**ことで契約してしまった**善意無過失の第三者**を保護する規定
①代理権授与表示、②代理権越権、③代理権消滅後
10. 自己契約・双方代理は原則禁止。ただし、形式的な双方代理や代理依頼者の承諾があれば許される
利益相反行為とは、代理行為によって、代理人にとって利益となり、本人が不利益となるような場合は、原則、無権代理行為とみなされる